

工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、刈谷市が施行する工事に係る検査職員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。

(検査職員の定義)

第2条 この要領において、「検査職員」とは、刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）第45条の規定により契約担当者から検査を命ぜられた職員をいう。

(検査の種類等)

第3条 検査の種類及び時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査 完了検査は、次の場合に行うものとする。
 - ア 工事が完了したとき。
 - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。
- (2) 出来形検査 出来形検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。
 - ア 部分払又は部分使用をしようとするとき。
 - イ 違約金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。
 - ウ 工事の施行を一時中止しようとするとき。
 - エ 契約を解除しようとするとき。
- (3) 中間検査 中間検査は、工事（委託業務を除く。）の適正な技術的施工を確保するために行うものとする。

(検査の立会い)

第4条 検査は、監督職員及び当該工事の契約者、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の立会いの下に行うものとする。

- 2 検査職員は、必要があるときは、前項に定める者に対して、関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）の提示又は提出及び事実の説明を求めることができる。

(検査実施の原則)

第5条 検査は、現地において工事（委託業務を除く。第3項において同じ。）の出来形を対象とし、設計図書と対比しその位置、形状、寸法等の相違及び品質、性能、その他必要な事項について確認するものとする。

- 2 検査に際して、地下又は水中等にあつて外部から検査を行い難い部分については、工事記録、写真等により確認することができるものとする。
- 3 前2項に規定する検査に当たり必要があるときは、工事の施工部分を破壊して検査す

ることができるものとする。

4 その他検査を行うに当たって必要な検査基準については、別に定めるところによる。

5 検査職員は、検査の記録を整備しておくものとする。

(臨機の措置)

第6条 検査職員は、工事（委託業務を除く。）の検査に当たり、事態が重大でかつ処理に急を要すると認める事項があるときは直ちに契約担当者に報告し、その指示を受けるものとする。

(工事成績の評定)

第7条 検査職員は、工事（工事の契約が単価契約によるものを除く。）（設計金額200万円以下の建設工事及び委託業務を除く。）の検査が完了したときは、工事成績評定要領（平成18年4月1日施行）に基づき評定するものとする。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。